

新宮町

障がい者福祉のてびき



令和8年4月

もくじ

1	各種障害者手帳について	
◆	身体障害者手帳	3
◆	療育手帳	4
◆	精神障害者保健福祉手帳	5
2	医療について	
◆	自立支援医療（更生医療）	7
◆	自立支援医療（育成医療）	7
◆	自立支援医療（精神通院医療）	8
◆	重度心身障がい者医療費支給制度	8
◆	後期高齢者医療の早期適用	9
3	年金・手当等について	
◆	障害基礎年金	11
◆	障害厚生年金	11
◆	心身障害者扶養共済制度	11
◆	特別児童扶養手当	12
◆	障害児福祉手当	13
◆	特別障害者手当	13
◆	福岡県腎臓疾患患者福祉給付金	13
4	日常生活援助について	
◆	障害者福祉サービス	14
◆	補装具の交付・修理	17
◆	日常生活用具の給付	18
◆	訪問入浴サービス	28
◆	配食サービス	28
◆	緊急通報装置貸与事業	28
◆	自動車運転免許取得助成事業	29
◆	自動車改造費助成事業	29
◆	新宮町タクシー初乗り料金補助	30
◆	町営渡船旅客運賃助成	30

◆在宅重症心身障がい者通所事業	31
◆成年後見人制度・日常生活自立支援事業	31
◆しんぐうまちあんしんカード	31
◆声の広報	31
◆駐車禁止除外指定車標章	32
◆ふくおかまごころ駐車場	32
◆福岡県肢体不自由高校生奨学金制度	33
 5 税金の減免等について	
◆税控除が受けられるもの	34
◆預金等の利子非課税（マル優）制度	35
◆自動車税・軽自動車税の減免	36
 6 割引等について	
◆J R 運賃割引（バス含む）	37
◆西鉄運賃割引（バス含む）	38
◆福岡市営地下鉄運賃割引	39
◆国内線航空運賃割引	40
◆船舶運賃割引	40
◆タクシー運賃割引	40
◆有料道路通行料割引	41
◆NHK 放送受信料減免	41
◆携帯電話使用料金等割引	42
◆その他割引等について	42
 7 各種相談	
◆相談支援事業	43
◆就労に関する相談	43
◆子育て・教育に関すること	43
◆暮らし・健康に関する相談	44
◆その他の相談機関等	45
 8 関係機関住所録	46

1 各種障害者手帳について

◆ 身体障害者手帳

身体障害者手帳は、身体障害者福祉法に定める各種の援護を受ける際に必要な手帳です。手帳には、障がい程度によって1級から6級までの等級、第1種・第2種の種別があり、その等級・種別によって援護の内容が異なります。

【対象者】

視覚、聴覚、平衡機能、音声・言語機能、そしゃく機能、肢体（上下肢・体幹）、内部（心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう又は直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能、肝臓）に永続する障がいのある人で、身体障害者福祉法施行規則で定められた障害程度等級表に該当する人。

【申請に必要なもの】

- ① 身体障害者手帳交付申請書・・・役場健康福祉課にあります
- ② 指定医師の診断書・意見書・・・役場健康福祉課にあります
- ③ 写真（たて4cm、よこ3cm、上半身、1年以内に撮影されたもの）
- ④ 個人番号カード又は通知カード
- ⑤ その他本人確認資料

【手帳を受けられた人へ】

次の事項に留意して、大切に所持してください。

- ① 手帳を他人に譲渡したり、貸したりすることはできません。
- ② 住所、氏名が変わったときは届け出をしてください。
- ③ 手帳を紛失・破損した時、障がいの程度が変わった又は再認定の時期になった時は再交付の申請をしてください。
- ④ 障がい要件に該当しなくなった時、その他手帳が不要になった時は手帳を返還してください。

【問い合わせ先】

新宮町役場 健康福祉課 障がい者福祉担当 TEL：092-962-0239（直通）

本人確認資料の例

- 1 個人番号カード
- 2 個人番号通知カード ＋
運転免許証、運転経歴証明書、旅券、身体障害者手帳、精神障害者福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書のいずれか
- 3 個人番号が記載された住民票の写し・住民票記載事項証明書

◆ 療育手帳

知的障がい者（児）に対して一貫した指導・相談を行い、各種援護措置を受けやすくするため、療育手帳が交付されています。

療育手帳障がい程度区分表

障がい程度区分	手帳の表示	備 考
最重度	A1	A3：中度の知的障がいと身体障害者手帳1級から3級の合併（重複障がい）による重度障がい者
重度	A2	
重度（合併障がい）	A3	
中度	B1	
軽度	B2	

【申請の方法】

○ 18歳未満の人

① 判定予約及び面接

宗像児童相談所に御予約の上、面接を受けてください。その際、保護者からの聞き取りと本人の検査を行います。

判定機関：福岡県宗像児童相談所
宗像市東郷1丁目2番3号
TEL：0940-37-3255

② 役場にて交付申請

宗像児童相談所で判定を受けた後、判定書と写真（たて4cm、よこ3cm、上半身、1年以内に撮影されたもの）、個人番号カード又は通知カード、本人確認資料を持参の上、役場健康福祉課にて交付申請の手続きを行ってください。

○ 18歳以上の人

① 役場にて聞き取り

交付申請前に本人の成長過程、現在の生活の様子等の簡単な聞き取りをしますので、事前に役場健康福祉課に電話等で予約を行ってください。

判定機関：福岡県障がい者更生相談所
春日市原町3丁目1番7号
TEL：092-586-1055

② 後日、指定の日時に福岡県更生相談所にて面談及び判定を受けていただきます。

③ 役場にて交付申請

写真（たて4cm、よこ3cm、上半身、1年以内に撮影されたもの）、個人番号カード又は通知カード、本人確認資料を持参の上、役場健康福祉課にて交付申請の手続きを行ってください。

【手帳を受けられた人へ】

次の事項に留意して、大切に所持してください。

- ① 手帳に記載されている次回の判定日に注意して、18 歳以上の人は役場健康福祉課に再判定の申請をしてください。18 歳未満の人は直接、児童相談所に電話にて予約申込みをし、再判定を受けてください。
- ② 手帳を他人に譲渡したり、貸したりすることはできません。
- ③ 住所、氏名が変わったときは役場健康福祉課に届け出をしてください。
- ④ 手帳を紛失・破損した時、記載欄に余白がなくなった時は再交付の申請をしてください。
- ⑤ 交付該当者に該当しなくなった時、その他手帳が不要になった時は手帳を返還してください。

【問い合わせ先】

新宮町役場 健康福祉課 障がい者福祉担当 TEL：092-962-0239（直通）

◆ 精神障害者保健福祉手帳

精神障がい者に対し、程度によって 1 級から 3 級までの精神障害者保健福祉手帳が交付され、各種の援助が受けられます。手帳の有効期間は 2 年間です。

【対象者】

精神障がいのため長期にわたり、日常生活又は社会生活への制約がある人。

【申請に必要なもの】

- ① 申請書・・・役場健康福祉課にあります
- ② 医師の診断書又は、障害年金証書の写し
- ③ 写真（たて4cm、よこ3cm、上半身、1 年以内に撮影されたもの）
- ④ 個人番号カード又は通知カード
- ⑤ その他本人確認資料

【手帳を受けられた人へ】

次の事項に留意して、大切に所持してください。

- ① 手帳の有効期間は 2 年間です。有効期限までに更新の申請をしてください。有効期限の 3 か月前から手続きできます。
- ② 手帳を他人に譲渡したり、貸したりすることはできません。
- ③ 住所、氏名が変わったときは届け出をしてください。
- ④ 手帳を紛失した時は再交付の申請をしてください。

- ⑤ 交付該当者に該当しなくなった時、その他手帳が不要になった時は手帳を返還してください。

※役場から更新のお知らせ等はありませんので、ご注意ください。

【問い合わせ先】

新宮町役場 健康福祉課 障がい者福祉担当 TEL：092-962-0239（直通）

2 医療について

◆ 自立支援医療（更生医療）

18 歳以上の身体障害者手帳の交付を受けている人で、身体上の障がいの治療することによって障がいを除去したり、障がいの軽減が可能である場合に、必要な医療給付を受けることができます。医療機関及び医療内容は指定されています（人工透析、心臓手術など）。更生相談所の判定が必要です。必ず事前に相談ください。

【自己負担】

医療費は 1 割負担となり、世帯（健康保険単位の家帯）の所得の状況等に応じてひと月の負担上限額が定められます。

【申請に必要なもの】

- ① 申請書・同意書・・・役場健康福祉課にあります
- ② 指定医師の意見書・・・役場健康福祉課にあります
- ③ 身体障害者手帳
- ④ 健康保険の資格が確認できるもの（保険の資格取得日の記載があるもの）
例：資格情報のお知らせ、資格確認書、マイナポータルの保険資格情報画面
- ⑤ 個人番号カード又は通知カード
- ⑥ その他本人確認資料

【問い合わせ先】

新宮町役場 健康福祉課 障がい者福祉担当 TEL：092-962-0239（直通）

◆ 自立支援医療（育成医療）

18 歳未満の児童で身体に障がいを有し、治療することにより障がいを除去したり、障がいの軽減が可能である場合に、必要な医療給付を受けることができます。医療機関及び医療内容は指定されています。必ず事前に相談ください。

【自己負担】

医療費は 1 割負担となり、世帯（健康保険単位の家帯）の所得の状況等に応じてひと月の負担上限額が定められます。

【問い合わせ先】

新宮町役場 健康福祉課 障がい者福祉担当 TEL：092-962-0239（直通）

◆ 自立支援医療（精神通院医療）

精神疾患を理由として、通院による精神医療を継続的に要する人は、指定医療機関において通院医療給付を受けることができます。精神保健福祉センターの判定が必要です。必ず事前に相談ください。

【自己負担】

医療費は 1 割負担となり、世帯（健康保険単位の世帯）の所得の状況等に応じてひと月の負担上限額が定められます。

【申請に必要なもの】

- ① 申請書・同意書・・・役場健康福祉課にあります
- ② 診断書・意見書・・・役場健康福祉課にあります

※精神障害者保健福祉手帳と自立支援医療（精神通院）を同時に申請される人は手帳用の診断書を提出することで通院医療用の診断書を省略することができます。なお、通院医療用の診断書で精神障害者保健福祉手帳の申請をすることはできません。

- ③ 健康保険の資格が確認できるもの（保険の資格取得日の記載があるもの）
例：資格情報のお知らせ、資格確認書、マイナポータルの保険資格情報画面
- ④ 個人番号カード又は通知カード
- ⑤ 非課税であり、障害年金等をもっている方は年金額の確認できるもの
- ⑤ その他本人確認資料

【精神通院医療を受けられている人へ】

- ① 毎年、更新手続きが必要です。有効期間が満了する 3 か月前から手続きできます。
- ② 診断書は 2 年に 1 度、更新手続きの際に必要です。（診断書は作成日から 3 ヶ月以内のもの）
- ③ 健康保険証の変更を行う場合や医療機関・薬局等の変更を行う場合は、利用される前に変更手続きが必要です。

※役場から更新のお知らせ等はありませんので、ご注意ください。

【問い合わせ先】

新宮町役場 健康福祉課 障がい者福祉担当 TEL：092-962-0239（直通）

◆ 重度心身障がい者医療費支給制度

重度障がい者を有する人に対し、医療費の自己負担分を助成します。

【対象者】

- ・身体障害者手帳の 1 級及び 2 級の人
- ・精神障害者保健福祉手帳 1 級の人
- ・療育手帳「A」の判定を受けている人

※次に該当する人は、助成を受けることができません。

- ・生活保護を受けている人
- ・小学校就学前の子ども（子ども医療制度が優先されます。）
- ・65歳以上75歳未満で、後期高齢者医療制度に加入していない人

【問い合わせ先】

新宮町役場 住民課保険担当 TEL：092-963-1733（直通）

◆ 後期高齢者医療の早期適用

後期高齢者医療は、75 歳以上の人を対象ですが、一定の障がいがある場合は、65 歳から加入することができます。

【対象者】

65 歳以上 75 歳未満の人で、次のいずれかに該当する人。

- ・身体障害者手帳 1 級から 3 級
- ・身体障害者手帳 4 級の一部（次のいずれかに該当すること）
 - 1) 音声機能又は言語機能障害
 - 2) 下肢機能障害の 1 号、3 号又は 4 号に該当
- ・精神障害者保健福祉手帳 1 級又は 2 級
- ・療育手帳「A」の判定
- ・国民年金法における障害者年金 1 級又は 2 級

※65歳以上75歳未満で、一定の障がいがある人の後期高齢者医療制度の加入は任意です。加入を希望する場合は、手続きが必要になります。また、「加入する」場合と「加入しない」場合で保険料の納付や自己負担等に次のような違いがあります。

	後期高齢者医療に	
	「加入する」場合	「加入しない」場合
健康保険	現在、加入している健康保険を脱退し、後期高齢者医療制度の被保険者となります。	現在、加入している国民健康保険又は職場の健康保険の被保険者を継続します。
保険料の負担	加入した月から後期高齢者医療制度の保険料を支払うことになります。	加入している健康保険の保険料をこれまで通り負担します。
医療費の自己負担割合	医療費の1割（現役並みの所得は3割）を負担します。	70歳未満の人は医療費の3割を、70歳以上の人は2割（現役並みの所得は3割）を負担します。
重度障がい者医療	重度障がい者医療の助成を受けられます。	重度障がい者医療の助成が受けられなくなります。

※後期高齢者医療制度の保険料は、一人ひとり異なります。

【問い合わせ先】

新宮町役場 住民課保険担当 TEL：092-963-1733（直通）

3 年金・手当等について

◆ 障害基礎年金

国民年金加入中の65歳までに病気やけがで障がい等級に該当する程度の障がいを負ったときに支給されます。原則、20歳から65歳になるまでに請求することが必要です。
※障害者手帳の等級と年金の等級とは、異なる法律に基づき審査が行われますので、必ずしも一致しません。

※老齢基礎年金等を受給中に障がいを負っても、障害基礎年金等は受けられません。

【支給額】

- 1 級 老齢基礎年金満額の1.25倍の額
- 2 級 老齢基礎年金満額と同額

【問い合わせ先】

新宮町役場 住民課年金担当 TEL：092-963-1733

◆ 障害厚生年金

厚生年金の被保険者期間中に初診日のある病気やけがで、障害基礎年金の障害等級表の1級又は2級に該当する障がいが生じたとき又は、厚生年金の障害等級表の1級から3級に該当するときに支給されます。

※障害者手帳の等級と年金の等級とは、異なる法律に基づき審査が行われますので、必ずしも一致しません。

【問い合わせ先】

東福岡年金事務所 福岡市東区馬出3丁目12番32号
TEL：092-651-7967

◆ 心身障害者扶養共済制度

心身障がい者の保護者の相互扶助の精神に基づき、保護者が生存中掛金を納付することにより、保護者がお亡くなりになった場合などに、障がい者に終身年金を支給する任意加入の制度です。

【加入者の要件】

障がい者を扶養している保護者であって、かつ、65歳未満で特別の疾病又は障がいを有しない人。

【掛金月額】

加入者の加入時の年齢・加入時期に応じた掛金となっており、2口まで加入できます。

加入時年齢	掛金（平成20年4月以降に加入）
35歳未満	9,300円
35歳以上～40歳未満	11,400円
40歳以上～45歳未満	14,300円
45歳以上～50歳未満	17,300円
50歳以上～55歳未満	18,800円
55歳以上～60歳未満	20,700円
60歳以上～65歳未満	23,300円

【年金の支給】

加入者が死亡し又は重度障がいと認められた場合は、残された障がい者に1口当たり月額2万円（2口の場合、月額4万円）の年金が支給されます。

【問い合わせ先】

新宮町役場 健康福祉課 障がい者福祉担当 TEL：092-962-0239（直通）

◆ 特別児童扶養手当

心身の中・重度の障がいを有する20歳未満の児童を養育している父母、又は父母に代わって児童を養育している人に支給されます。ただし、父母や養育者、又は同居されている扶養義務者の所得によって制限があります。

また、対象児童が障がいを支給理由とする公的年金を受給している場合や、社会福祉施設等に入所している場合は、支給の対象となりません。

【支給額】 令和8年度

○ 1級（重度障がい）・・・児童一人につき月額58,450円

○ 2級（中度障がい）・・・児童一人につき月額38,930円

※障害者手帳の等級と年金の等級とは、必ずしも一致しません。

【問い合わせ先】

新宮町役場 健康福祉課 障がい者福祉担当 TEL：092-962-0239（直通）

◆ 障害児福祉手当

20 歳未満の児童で、心身に重度の障がいがあるため日常生活において常時介護を必要とする在宅の人に支給されます。ただし、本人や父母、又は同居している扶養義務者の所得によって制限があります。また、対象児童が、社会福祉施設等に入所している場合は、支給の対象となりません。

【支給額】 令和8年度

月額 16,560 円

【問い合わせ先】

新宮町役場 健康福祉課 障がい者福祉担当 TEL：092-962-0239（直通）

◆ 特別障害者手当

20 歳以上の人で、心身に著しく重度の障がいがあるため日常生活において常時特別の介護を必要とする在宅の人に支給されます。ただし、受給資格者、又はその配偶者及び生計を維持する扶養義務者の所得によって制限があります。また、受給資格者が社会福祉施設等の入所している場合や、病院又は診療所に継続して 3 カ月以上入院している場合は、支給の対象となりません。

【支給額】 令和8年度

月額 30,450 円

【問い合わせ先】

新宮町役場 健康福祉課 障がい者福祉担当 TEL：092-962-0239（直通）

◆ 福岡県腎臓疾患患者福祉給付金

じん臓機能障害の身体障害者手帳を所持している人で、就労等のため午後 5 時以降、月に 5 回以上人工透析を受けている人に対して、交通費の一部が支給されます。ただし、通院にかかる距離及び費用による制限があります。また、本人もしくは配偶者及び扶養義務者に一定以上の所得があるときは支給されません。

【支給額】

月額 2,000 円（年 2 回に分けて申請）

【問い合わせ先】

新宮町役場 健康福祉課 障がい者福祉担当 TEL：092-962-0239（直通）

4 日常生活援助について

◆ 障害者福祉サービス

障害者福祉サービスは、障がいの程度や勘案すべき事項（社会活動、介助者や居住の状況等）を踏まえ、支給決定が行われます。

※身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、障がい児に対する福祉サービスには、手帳を持っていなくても診断書等により利用できるものもあります。

※介護保険の要介護・要支援認定に該当する人は介護（予防）給付が優先されます。

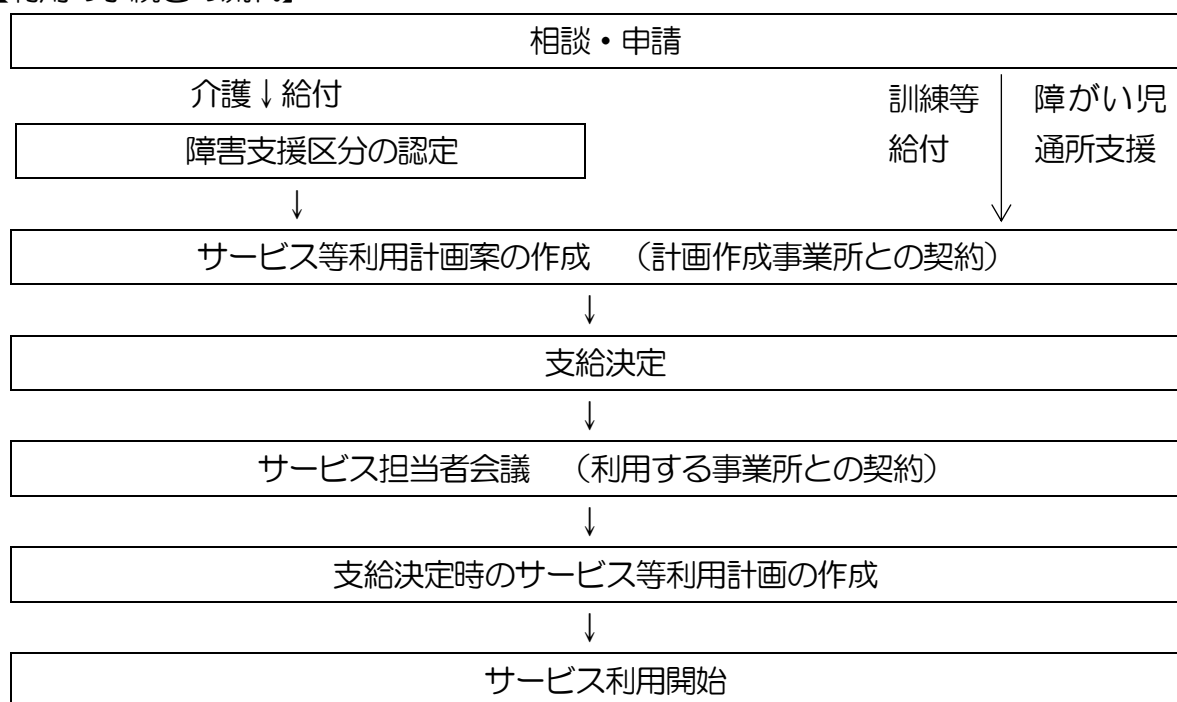
サービス名		サービス内容
介護給付	居宅介護 (ホームヘルプ)	自宅で入浴や排せつ、食事の介護等を行います。
	重度訪問介護	重度の肢体不自由者で、常に介護を必要とする人に、自宅における介護、外出時の移動支援等を行います。
	同行援護	視覚障がいによって移動困難がある人の外出支援を行います。
	行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動する時に、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
	重度障害者等包括支援	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います。
	短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
	療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話を行います。
	生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
	施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

訓練等給付	自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労移行支援	一般企業等へ就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労継続支援 (A型 雇用型) (B型 非雇用型)	一般企業等で就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
	共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助、入浴・排せつ・食事の介護等を行います。
	就労定着支援	就労に向けた支援を受けて、通常の事業所に新たに雇用された人に対し、一定期間、事業所での就労継続するために必要な連絡調整などを行います。
	自立生活援助	施設入所支援又は共同生活援助を受けていた人などが、居宅で自立した日常生活を送るために、巡回又は随時の通報を受け、必要な相談や助言を一定期間行います。
	就労選択支援	就労先や働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適正等に合った選択を支援します。 (令和7年10月1日施行)

地域生活支援事業	移動支援 (ガイドヘルプ)	屋外での移動が困難な障がいがある人について、外出のための支援を行います。
	地域活動支援センター	障がいのある人が通い、創作的活動又は生産活動の提供、社会との交流の促進等の便宜を図ります。
	日中一時支援	障がい者等の家族の就労支援及び日常介護している家族の一時的な負担軽減を図るため、障がい者等の日中における活動の場を確保し、一時的に見守り等の支援を行います。
	手話通訳者派遣事業	聴覚障がい者に対して手話通訳奉仕員を派遣することにより、社会参加と日常生活の利便を図ります。

障害児通所支援	児童発達支援	未就学の障がい児に日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練を行います。
	放課後等デイサービス	就学中の障がい児に授業終了又は夏休み等の休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等を行います。
	保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。
	居宅訪問型児童発達支援	重症心身障がい児などの重度の障がい児等であって、外出が著しく困難な児に対し、居宅を訪問し支援を実施します。

【利用の手続きの流れ】



【利用者負担】

原則としてサービス費用の 1 割と施設サービス利用時の食費等が利用者負担になります。ただし、所得に応じた上限額の設定や各種減額の制度があります。

【問い合わせ先】

新宮町役場 健康福祉課 障がい者福祉担当 TEL：092-962-0239（直通）

◆ 補装具の交付・修理

身体上の障がいを補い、日常生活を容易にするために補装具の購入や修理のための費用を給付します。

補装具の種類によっては、医師の意見書や障がい者更生相談所の判定が必要な場合があります。

※治療用装具は対象外です。

※必ず購入又は修理を行う前に申請してください。購入又は修理後の申請はできません。

※介護保険給付の福祉用具貸与・購入で対応が可能な場合は、介護保険給付が優先されます。

※補装具には、耐用年数があります。耐用年数の期間内については、原則として修理での対応となります。

※修理については、補装具費支給制度にて交付された補装具のみ対象となります。

【対象者】

身体障害者手帳の交付を受け付けた人で、補装具費の給付が必要と認められる人。

【補装具の種類】

障がい種別	補 装 具
視 覚	義眼・眼鏡・視覚障害者安全つえ
聴 覚	補聴器、人工内耳音声信号処理装置（修理のみ）
肢体不自由	義肢・装具・歩行補助つえ（一本つえを除く） 車いす・電動車いす・歩行器・座位保持装置など
心臓・じん臓・呼吸機能障がい	車いす・電動車いす
肢体不自由かつ言語機能障がい	重度障害者用意思伝達装置

【利用者負担】

原則として補装具の購入・修理に要する費用の1割が利用者負担額となります。ただし、補装具購入・修理に要する費用の基準額を超える部分については、全額利用者負担となります。

【問い合わせ先】

新宮町役場 健康福祉課 障がい者福祉担当 TEL：092-962-0239（直通）

◆ 日常生活用具の給付

在宅の重度障がい者（児）に対して、日常生活の利便のために障がい等級などに応じて日常生活用具の給付や貸与があります。なお、介護保険給付の福祉用具貸与・購入で対応が可能な場合は、介護保険給付が優先されます。

【日常生活用具の種類】

区分	種目	性能形式等	対象者			
			障がい及び程度		年齢	
介護・訓練支援用具	特殊寝台	上肢又は下肢の訓練ができる器具を備え、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度が個別に調整できる機能を有するもの	下肢障がい者		1級又は2級	18歳以上
			体幹機能障がい者			
			上記に準ずる機能の障がい者を有する者			
	訓練用ベッド	上肢又は下肢の訓練ができる器具を備えたもの	下肢障がい者		1級又は2級	学齢児以上18歳未満
			体幹機能障がい者			
			上記に準ずる機能の障がい者を有する者			
	特殊マット	床ずれの防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの	常時介護を要する者	下肢障がい者	1級又は2級	3歳以上
				体幹機能障がい者		
				知的障がい者	A判定	
				上記に準ずる機能の障がい者を有する者		
	特殊尿器	尿が自動的に吸引されるもので、障がい者又は介護者が容易に使用できるもの	常時介護を要する者	下肢障がい者	1級	学齢児以上
				体幹機能障がい者		
				上記に準ずる機能の障		

自立生活支援用具				がいを有する者		
	入浴担架	障がい者を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの	入浴に介助を要する者	下肢障がい者	1級又は2級	3歳以上
				体幹機能障がい者		
	体位変換器	介助者が障がい者の体位を変換させるのに容易に使用できるもの	下着交換等に介助を要する者	下肢障がい者	1級又は2級	学齢児以上
				体幹機能障がい者		
				上記に準ずる機能の障がいを有する者		
	移動用リフト	介助者が障がい者の体位を変換させるのに容易に使用できるもの、障がい者を移動させるのに容易に使用できるもの（ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く）	下肢障がい者		1級又は2級	3歳以上
			体幹機能障がい者			
			上記に準ずる機能の障がいを有する者			
	訓練いす	原則として付属のテーブルをつけるものとする	下肢障がい者		1級又は2級	3歳以上18歳未満
			体幹機能障がい者			
入浴補助用具	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、障がい者又は介助者が容易に使用できるもの。（ただし、設置にあたり住宅改修を伴うものを除く）	入浴に介助を要する者	下肢障がい者		3歳以上	
			体幹機能障がい者			
			上記に準ずる機能の障がいを有する者			
便器	障がい者が容易に使用できるもの（手すりをつけることができる ただし、住宅改修を伴うものを除く）	下肢障がい者		1級又は2級	学齢児以上	
		体幹機能障がい者				
		上記に準ずる機能の障がいを有する者				

自立生活支援用具	歩行補助 つえ	歩行時に身体を支え、安定させるために用いられるもの 折りたたみ式を除く	転倒のお それがある者	平衡機能障がい者 下肢障がい者 体幹機能障がい者	3歳以上
	移動・移乗 支援用具	下記ア・イの性能を有する手すり、スロープ（ただし、住宅改修を伴うものを除く） ア 障がい者の身体機能の状態を十分踏まえたものであって必要な強度と安定性を有するもの イ 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具	移動等において介助を必要とする者	平衡機能障がい者 下肢障がい者 体幹機能障がい者 上記に準ずる機能の障がい者を有する者	3歳以上
	頭部保護 帽	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの	頻回に転倒する者	平衡機能障がい者 下肢機能障がい者 体幹機能障がい者 療育手帳所持者 精神障害者保健福祉手帳1級で医師が必要と認める者	1級又は2級 A判定
	防音保護 具	不適応行動の原因となる日常生活上の刺激（騒音等の不快と感じる音響をいう）を取り除く、又は軽減するもので、障がい者が容易に使用できるもの	療育手帳の交付を受けている者であって、発達障がい者を有し、発達障がいを専門とする医師又は言語聴覚士の意見書により、日常生活上必要と認められる者		
	特殊便器	足踏みペダルにて温水温風を出すことができるものであって、知的障がい者又は介護者が容易に使用できるもの	訓練を行っても自ら排便後の処理が困難な者	上肢障がい者 療育手帳所持者	1級又は2級 A判定
					学齢児以上

火 災 警 報 器	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し屋外にも警報ブザーで知らせることができるもの	火災の発生 の感知 及び非難 が著しく 困難な障 がい者の みの世帯 又はこれ に準ずる 世帯に属 する者	身体障害者 手帳所持者	1 級又 は2級	
			療育手帳所 持者	A 判定	
			精神障害者 保健福祉手 帳所持者	1 級	
自 動 消 火 器	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火できるもの	火災の発生 の感知 及び非難 が著しく 困難な障 がい者の みの世帯 又はこれ に準ずる 世帯に属 する者	身体障害者 手帳所持者	1 級又 は2級	
			療育手帳所 持者	A 判定	
			精神障害者 保健福祉手 帳所持者	1 級	
電 磁 調 理 器	視覚障がい者が容易に使用 できるもの	盲人のみ の世帯及 びこれに 準ずる世 帯に属す る者	視覚障がい 者	1 級又 は2級	18 歳 以 上
		重度知的 障がい者 のみの世 帯及びこ れに準ず る世帯に 属する者	療育手帳所 持者	A 判定	

	歩行時間 延長信号 機用小型 送信機	視覚障がい者が容易に使用 できるもの	視覚障がい者		1級又 は2級	学 齢 児 以 上
	聴覚障がい者用屋 内信号装 置	音、音声等を視覚、触覚等により知覚できるもの（サウンドマスター・聴覚障がい者用屋内信号灯、聴覚障がい者用目覚時計を含む）	聴覚障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で日常生活上必要と認められる世帯に属する者	聴覚障がい者	1級又 は2級	18 歳 以 上
在宅療養等支援用具	透析液加温器	透析液を加温し、一定温度に保つもの	じん臓機能障がいであり自己連続携行式腹膜かん流による透析療法を行う者		1級又 は3級	
	ネブライザー	障がい者又は介護者が容易に使用できるもの	呼吸機能障がい者		1級又 は3級	
			肢体不自由により身体障害者手帳を有する者であって気管切開、遷延性意識障がい、重度の脳血管障がい等によりえん下機能などに著しい障害があつて医師の意見書により常時必要と認められる者		1級又 は2級	
			上記に準ずる機能の障がい者を有する者			
	電動式たん吸引器	障がい者又は介護者が容易に使用できるもの（ネブライザー機能を兼ね備えたものにあつては、ネブライザー部分を含め最大56,400円	呼吸機能障がい者		1級又 は3級	
			肢体不自由により身体障害者手帳を有する者であつて気管切開、遷延性意		1級又 は2級	

	とする)	識障がい、重度の脳血管障がい等によりえん下機能などに著しい障がいがあり医師の意見書により常時必要と認められる者			
		上記に準ずる機能の障がいを有する者			
動脈血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、障がい者等が容易に使用できるもの	人工呼吸器の装着が必要な者			
酸素ボンベ運搬車	障がい者又は介護者が容易に使用できるもの	医療保険における在宅酸素療法を行う者			18歳以上
盲人用体温計（音声式）	視覚障がい者が容易に使用できるもの	盲人のみの世帯又はこれに準ずる世帯に属する者	視覚障がい者	1級又は2級	18歳以上
盲人用体重計	視覚障がい者が容易に使用できるもの	盲人のみの世帯又はこれに準ずる世帯に属する者	視覚障がい者	1級又は2級	18歳以上
透析液加温器・ネブライザー・電動式たん吸引器の消耗品	透析液加温器、ネブライザー、電動式たん吸引器の使用に付属した消耗品（カテーテル、チューブ、ホース等）	透析液加温器、ネブライザー若しくは電動式たん吸引器の給付を受ける者又は前述用具の給付を受けた者			

情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置	携帯式で、ことばを音声又は文書に変換する機能を有し、障がい者が容易に使用できるもの	音声機能若しくは言語機能障がい者 肢体不自由者であって発声及び発語に著しい障がいをする者			学齢児以上
	情報・通信支援用具	対象者がパソコン等を操作するために必要となる周辺機器、アプリケーションソフト等）ただし、単品で利用できるものを除く	パソコン等の本体を所有する者であって、周辺機器等を使用しなければパソコンの操作が困難と認められる者	視覚障がい者	1級又は2級	学齢児以上
				上肢機能障がい者	1級又は2級	
	点字ディスプレイ	文字等の画面情報を点字等により示すことができるもの	重複障がい者であって必要と認められる者	視覚障がい1級又は2級 かつ 聴覚障がい1級又は2級		18歳以上
	点字器	視覚障がい者が容易に使用できるもの ただし、点字タイプライターとの重複しての給付は行わない	視覚障がい者		1級又は2級	学齢児以上
	点字タイプライター	視覚障がい者が容易に使用できるものただし、点字器との重複しての給付は行わない	視覚障がい者（本人が就労若しくは就学しているか、就労が見込まれる者）		1級又は2級	学齢児以上
	視覚障がい者用ポータブルレコーダー	音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつDAISY方式による録音並びに当該方式により記録された図書の再生が可能な製品	視覚障がい者		1級又は2級	学齢児以上

		であって、障がい者が容易に 使用できるもの			
視覚障がい者用活字文書読上げ装置	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、障がい者が容易に使用できるもの	視覚障がい者		1級又は2級	学齢児以上
視覚障がい者用音声ICタグレコーダー	ICタグに登録した音声内容を専用機により読み上げる機能を有するものであって障がい者が容易に使用できるもの	視覚障がい者		1級又は2級	学齢児以上
視覚障がい者用拡大読書器	画像入力装置を読みたいもののの上に置くことで、簡単に拡大させた画像（文字等）をモニターに映し出せるもの	視覚障がい者であって、本装置により文字等を読むことが可能になる者			学齢児以上
盲人用時計（触読）	視覚障がい者が容易に使用できるもの	視覚障がい者		1級又は2級	18歳以上
盲人用時計（音声）	視覚障がい者が容易に使用できるもの	手指の触覚に障がいがあるために触読式時計の使用が困難な者	視覚障がい者	1級又は2級	18歳以上
聴覚障がい者用通信装置	一般の電話に接続することができ、音声の代わりに文字等により通信が可能な機器であり、障がい者が容易に使用できるもの	コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる	聴覚障がい者	発声又は発語に著しい障害を有する者	学齢児以上

			者		
	聴覚障がい者用情報受診装置	字幕及び手話通訳付きの聴覚障がい者用番組及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ災害時の聴覚障がい者向け緊急信号を受信するもので、聴覚障がい者が容易に使用できるもの	聴覚障がい者であって、本装置によりテレビの視聴が可能になる者		学齢児以上
	人工喉頭	笛式 呼気によりゴム等の膜を振動させ、ビニール等の管を通じて音源を口腔内に導き構音化するもの 電動式 顎下部等にあてた電動版を駆動させ、経皮的に音源を口腔内に導き構音化するもの（電池及び充電器を含む）	喉頭を全摘出したことなどにより、音声機能を喪失した者		学齢児以上
	ストマ用装具	ストマ用品（皮膚の保護、排泄物の漏れ防止、皮膚への装具密着等のために使用する各種用品）であって障がい者又は介護者が容易に使用できるもの 紙おむつとの重複しての給付は行わない	ぼうこう又は直腸機能の障がいにより、腹部に人工肛門又は人工膀胱を設け排泄を行っている者		

排泄管理支援用具（★入院中でも支給可能）	紙おむつ等	紙おむつ、サラシ、ガーゼ又は脱脂綿のいずれかであって、障がい者又は介護者が容易に使用できるもの	次のいずれかに該当する者で、紙おむつ等の用具類を必要とするもの ア 脳性麻痺など脳原性運動機能障がいにより排尿又は排便の意思表示が困難な者 イ 先天性疾患に起因する神経障がいによる高度の排尿機能障がいを有する者 ウ 治療によって軽快の見込みがないストマ周辺の著しいびらん、ストマの変形などによりストマ用具を装着することができないもの エ 療育手帳 A の判定を有する者で、排尿又は排便の意思表示が困難な者 オ 下肢又は体幹機能障がい1級又は2級を有する者で、医師が必要と認める者			3歳以上
	収尿器	採尿器と蓄尿器で構成され、尿の逆流防止装置がついているもの	排尿機能の著しい障がいにより、常時失禁状態にある者	下肢機能障がい者 体幹機能障がい者	1級又は2級	3歳以上

【利用者負担】

基本は各用具の基準額の1割負担で、本人及び世帯の所得額に応じて上限負担額が決定されます。ただし、基準額を超える部分については、全額利用者負担となります。

【問い合わせ先】

新宮町役場 健康福祉課 障がい者福祉担当 TEL：092-962-0239（直通）

◆ 訪問入浴サービス

自力で入浴できない在宅の重度障がい者等に対して、移動入浴車を派遣して入浴及びこれに伴う介護を行います。

【対象者】

重度障がい者（身体障害者手帳の 1、2 級に相当する障がいを有する人）

【問い合わせ先】

新宮町役場 健康福祉課 障がい者福祉担当 TEL：092-962-0239（直通）

◆ 配食サービス

栄養のバランスの取れた食事を提供することにより健康維持を図るとともに、配食時に利用者の安否の確認、健康状態の異常の早期発見及び関係機関への連絡等を行います。

【対象者】

他に調理をする人がない重度障がい者

【問い合わせ先】

新宮町福祉センター内 高齢者福祉担当 TEL：092-710-8286（直通）

◆ 緊急通報装置貸与事業

身体障がい者等に対し、緊急通報装置を貸与することにより、急病又は災害時等の安全を確保するとともに、緊急時以外の相談にも対応します。

【対象者】

重度障がい者等の世帯

【問い合わせ先】

新宮町福祉センター内 高齢者福祉担当 TEL：092-710-8286（直通）

◆ 自動車運転免許取得助成事業

障がい者の自動車運転免許取得に要する経費の一部を助成することにより、障がい者の移動を支援し、社会参加の促進を図ります。自動車学校での手続き前に申請が必要です。

【対象者】

身体障害者手帳の4級以上の人又は療育手帳の交付を受けている人で、福岡県公安委員会が実施する適性試験の合格基準に合致する者

【補助額】

10万円を限度とする

【問い合わせ先】

新宮町役場 健康福祉課 障がい者福祉担当 TEL：092-962-0239（直通）

◆ 自動車改造費助成事業

身体障がい者が自動車の運転を行う際に必要となる自動車改造の費用を助成することにより、身体障がい者の移動を支援し、社会参加の促進を図ります。改造前に申請が必要です。

【対象者】

身体障害者手帳の交付を受けている人で、肢体不自由に該当する人

※所得が所得制限額を超える場合は対象となりません。

※5年以内での再申請不可

【助成額】

10万円を限度とする。

【問い合わせ先】

新宮町役場 健康福祉課 障がい者福祉担当 TEL：092-962-0239（直通）

◆ 新宮町タクシー初乗り料金補助

重度心身障がい者に対し、タクシー利用料金を一部助成することにより、日常生活の利便と社会活動の範囲の拡大を図ります。

初乗り料金を助成する福祉タクシー券を毎年、年度ごとに交付しています。利用できるタクシー会社が決まっています。

【交付枚数】

年間最大48枚

※じん臓機能障がいにより人工透析を受けている方は2倍、自動車税・軽自動車税の減免を受けている方は1/2枚を交付します。ただし、申請月等に応じて交付枚数が異なりますのでご注意ください。

【対象者】

- ・身体障害者手帳の交付を受けている人で、1級又は2級の人
- ・療育手帳「A」の交付を受けている人
- ・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人
- ・特定疾患医療受給者証の交付を受けている人

【問い合わせ先】

新宮町役場 健康福祉課 障がい者福祉担当 TEL：092-962-0239（直通）

◆ 町営渡船旅客運賃助成

心身障がい者に対して、町営渡船の運賃を助成します。

【対象者】

- ・身体障害者手帳の交付を受けている人
- ・療育手帳の交付を受けている人
- ・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人
- ・特定疾患医療受給者証の交付を受けている人

【交付枚数】

年間最大120枚（60往復分）

【問い合わせ先】

新宮町役場 健康福祉課 障がい者福祉担当 TEL：092-962-0239（直通）

◆ 在宅重症心身障がい者通所事業

在宅で介護を要する重度の障がい者に対し、町が指定する施設で週 2 回まで、排せつ、食事等の介護を行います。

【対象者】

身体障害者手帳の 1 級又は 2 級の交付を受けている人でかつ、療育手帳「A」の交付を受けている人

【問い合わせ先】

新宮町役場 健康福祉課 障がい者福祉担当 TEL：092-962-0239（直通）

◆ 成年後見人制度・日常生活自立支援事業

判断能力が十分でない知的障がい者及び精神障がい者の生活の自立援助を図ります。
金銭管理や物品購入、契約等に支障が生じてきたら相談してください。
後見制度をはじめとする、適切な支援について提案します。

【問い合わせ先】

新宮町社会福祉協議会 TEL：092-963-0921

◆ しんぐうまちあんしんカード

緊急時の連絡先等を事前に登録することで、民生・児童委員、福祉委員、社会福祉協議会、町役場が情報を共有します。

【問い合わせ先】

新宮町役場 健康福祉課 TEL：092-962-0239（直通）

◆ 声の広報

視覚障がいのある人のために、町の広報誌を録音した CD の貸出しを行っています。
新宮町立図書館には、この他に、朗読 CD や大活字本（普通の本より大きな文字で書かれた本）、拡大読書器（手元に置いた資料を拡大。館内利用）などもあります。

【貸出し場所】

- ・健康福祉課
- ・新宮町福祉センター
- ・新宮町立図書館 TEL：092-962-5500

開館時間：10 時から 18 時まで 休館日：毎週月曜日・毎月最終水曜日他

◆ 駐車禁止除外指定車標章

交付対象に該当する障がいがある人で、ステッカーを車両の見やすいところに提示している車両は、駐車禁止場所に他の交通の妨げにならない限り駐車できます。

【対象者】

障がいの区分	等級等
視覚障がい	1 級から 3 級及び 4 級の 1
聴覚障がい	2 級及び 3 級
平衡機能障がい	3 級
上肢障がい	1 級及び 2 級の 1 及び 2 級の 2
下肢障がい	1 級から 4 級
体幹機能障がい	1 級から 3 級
運動機能障がい	(上肢機能) 1 級及び 2 級 (移動機能) 1 級から 4 級
内部障がい	1 級から 3 級
免疫機能障がい	1 級から 3 級
知的障がい	療育手帳 A 1、A 2、A 3
精神障がい	精神障害者保健福祉手帳 1 級

【問い合わせ先】

粕屋警察署 粕屋町大字上大隈 147 番地 1 TEL：092-939-0110

◆ ふくおかまごころ駐車場

障がいがある人等、車の乗り降りや移動に配慮の必要な人が、公共施設、店舗等の障がい者等の駐車場などに車を止め、安全に施設を利用できるように支援する制度です。

対象者には、「ふくおかまごころ駐車場利用証」を発行します。

【対象者】

視覚障がい		4 級以上
聴覚障がい		3 級以上
平均機能障がい		5 級以上
肢体不自由	上肢	2 級以上
	下肢	6 級以上
	体幹	5 級以上
乳幼児以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい	上肢機能	2 級以上
	移動機能	6 級以上

内部障がい	4級以上
免疫機能障がい	4級以上
知的障がい	「A」の判定
精神障がい	1級

※その他の対象者等詳細については福岡県ホームページをご確認ください。

【問い合わせ先】

粕屋保健福祉事務所 粕屋町戸原東1丁目7番26号 TEL：092-939-1592

◆ 福岡県肢体不自由高校生奨学金制度

肢体不自由の高等学校1～2年生在学中の生徒、又は高等学校に合格の見込みがある中学3年生の生徒に対して、奨学金が支給されます。この奨学金は、返す必要がありません。

【支給額】

年額 35,000円

【問い合わせ先】

福岡県肢体不自由児協会 春日市原町3丁目1番7号 TEL：092-584-5723

5 税金の減免等について

◆ 税控除が受けられるもの

※控除額等の詳細につきましては、各問い合わせ先にお尋ねください。

税の種類	内 容	問い合わせ先
所得税	(特別障害者控除) 本人又は控除対象配偶者、扶養親族が 身体障害者手帳 1 級又は 2 級 精神障害者保健福祉手帳 1 級 療育手帳「A」の判定	香椎税務署 092-661-1031
	(同居特別障害者控除の加算) 上記の対象者で控除対象配偶者又は扶養親族が同居している特別障がい者の場合は、障害者控除に別途加算	
	(障害者控除) 本人又は控除対象配偶者、扶養親族が 身体障害者手帳 3 級から 6 級 精神障害者保健福祉手帳 2 級又は 3 級 療育手帳「B」の判定	
相続税	(特別障害者控除) 本人又は控除対象配偶者、扶養親族が 身体障害者手帳 1 級又は 2 級 精神障害者保健福祉手帳 1 級 療育手帳「A」の判定	
	(障害者控除) 本人又は控除対象配偶者、扶養親族が 身体障害者手帳 3 級から 6 級 精神障害者保健福祉手帳 2 級又は 3 級 療育手帳「B」の判定	
贈与税	障がい者に対する贈与財産で一定条件下に信託銀行等に信託する場合	

住民税	(特別障害者控除) 本人又は控除対象配偶者、扶養親族が 身体障害者手帳 1 級又は 2 級 精神障害者保健福祉手帳 1 級 療育手帳「A」の判定	新宮町役場 税務課 092-963-1731
	(同居特別障害者控除の加算) 上記の対象者で控除対象配偶者又は扶養親族が同居している特別障がい者の場合は、障害者控除に別途加算	
	(障害者控除) 本人又は控除対象配偶者、扶養親族が 身体障害者手帳 3 級から 6 級 精神障害者保健福祉手帳 2 級又は 3 級 療育手帳「B」の判定	
事業税	両眼の視力を喪失した人、又は両眼の視力(矯正視力)が 0.06 以下の人が行うあんま、はり等医業に関する事業	東福岡県税事務所 092-641-0147

◆ 預金等の利子非課税（マル優）制度

預貯金等について元本350万円まで、国債及び地方債について額面350万円までの合計700万円までの利子が、所定の手続きを行うことで非課税になります。

【問い合わせ先】

各種金融機関等



◆ 自動車税・軽自動車税の減免

自動車の所有者や運転をされる人は、障がいの区分や程度によって、税金が減免になる場合があります。

【対象】

障がいの区分	本人所有車 本人運転	左記以外
視覚障がい	2 級又は 3 級（視野障がいのみ）	1 級から 3 級、 4 級（視力障がいのみ）
聴覚障がい	2 級又は 3 級	
平衡機能障がい	3 級	
音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障がい	3 級	
上肢障がい	1 級又は 2 級	
下肢障がい	1 級から 6 級	1 級から 4 級
体幹機能障がい	1 級から 3 級、5 級	1 級から 3 級
乳幼児期の非進行性の病変による運動機能障がい	【上肢機能】 1 級又は 2 級 【移動機能】 1 級から 6 級	【上肢機能】 1 級又は 2 級 【移動機能】 1 級から 4 級
内部障がい（心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう直腸・小腸）	1 級又は 3 級	
内部障がい（肝臓）	1 級から 3 級	
免疫機能障がい	1 級から 3 級	
知的障がい	療育手帳 A1、A2、A3、B1	
精神障がい	精神障害者保健福祉手帳 1 級	

※減免となるのは 1 人につき 1 台です。また、普通自動車と軽自動車の両車で減免を受けることはできません。

【お問い合わせ先】

・普通自動車

東福岡県税事務所 福岡市東区箱崎 1 丁目 18 番 1 号 TEL：092-641-0201

・軽自動車

新宮町 税務課 TEL：092-963-1731

6 割引等について

障害者手帳等を提示することによって、割引を受けることができます。詳細は各案内窓口にお尋ねください

◆ JR運賃割引（バス含む）

【第1種身体障害者、療育手帳A】

対 象	種 類	割引率	割引特記事項
本人（単独時）	普通乗車券	5割	片道 101 km以上利用の場合のみ
介護者と一緒に乗車する時 （割引は本人・介護者に適用）	普通乗車券	5割	
	鉄道定期	5割	介護者は通勤定期乗車券を適用

【第2種身体障害者、療育手帳B】

対 象	種 類	割引率	割引特記事項
本人（単独時）	普通乗車券	5割	片道 101 km以上利用の場合のみ
介護者と一緒に乗車する時 （割引は本人・介護者に適用）	普通乗車	5割	
	鉄道定期	5割	対象は6歳以上12歳未満の障がい児の介護者のみ 通勤定期乗車券を適用

※一般路線バスに関して、身体障害者手帳1種・2種の方と療育手帳A・Bの方は普通旅客運賃に関しての割引率は介護者も含めて5割となっています。そのほか一般路線バスの定期旅客運賃や、高速バスの運賃の割引率に関しては、各案内窓口にお尋ねください。

【1 級精神障害者保健福祉手帳】

対 象	種 類	割引率	割引特記事項
本人（単独時）	普通乗車券	5割	片道 101 km以上利用の場合のみ
介護者と一緒に乗車する時（割引は本人・介護者に適用）	普通乗車券	5割	
	鉄道定期	5割	介護者は通勤定期乗車券を適用

【2・3級精神障害者保健福祉手帳】

対 象	種 類	割引率	割引特記事項
本人（単独時）	普通乗車券	5割	片道 101 km以上利用の場合のみ

※一般路線バスに関して、精神障害者保健福祉手帳 1 級・2 級の方の割引率は介護者も含めて 5 割となっています（3 級の場合は本人のみ割引率は 5 割となっています。そのほか一般路線バスの定期旅客運賃や、高速バスの運賃の割引率に関しては、各案内窓口にお尋ねください。

◆ 西鉄運賃割引（バス含む）

【第 1 種身体障害者、療育手帳 A】

対 象	種 類	割引率	割引特記事項
本人（単独時）	普通乗車券	5割	
	定期券	5割	6歳以上12歳未満の障がい児は適用外
介護者と一緒に乗車する時（割引は本人・介護者に適用）	普通乗車券	5割	
	定期券	5割	6歳以上12歳未満の障がい児は介護者のみ適用 通勤定期乗車券を適用

【第 2 種身体障害者、療育手帳 B】

対 象	種 類	割引率	割引特記事項
本人（単独時）	普通乗車券	5割	
	定期券	5割	6歳以上12歳未満の障がい児は適用外
介護者と一緒に乗車する時（割引は本人・介護者に適用）	定期券	5割	対象は6歳以上12歳未満の障がい児の介護者のみ

用)			通勤定期乗車券を適用
----	--	--	------------

【精神障害者保健福祉手帳所持者】

種 別			1 級		2 級・3 級	
			本人	介護者	本人	介護者
現金 普通乗車券 回数乗車券	バス	大人	5割引	5割引	5割引	—
		小児	5割引	5割引	5割引	—
	鉄道	大人	5割引	5割引	5割引	—
		小児	5割引	5割引	5割引	—
定期乗車券 (通勤・通学)	バス	大人	5割引	5割引(注)	5割引	—
		小児	—	5割引(注)	—	5割引(注)
	鉄道	大人	5割引	5割引(注)	5割引	—
		小児	—	5割引(注)	—	5割引(注)

(注) 大人通勤に限り5割引

◆ 福岡市営地下鉄運賃割引

【身体障害者手帳 1 から 3 級まで、療育手帳 A、精神障害者保健福祉手帳 1 級所持者】

対 象	種 類	割引率	割引特記事項
本人（単独時）	普通乗車券	5割	自動券売機で同区間の子ども 料金分を購入し改札口で手帳 を提示する
	定期券		
介護者と一緒に乗車する時 (割引は本人・介護者に適 用)	普通乗車券		
	定期券		

【身体障害者手帳 4 から 6 級、療育手帳 B、精神障害者保健福祉手帳 2 から 3 級所持者】

対 象	種 類	割引率	割引特記事項
本人	普通乗車券	5割	自動券売機で同区間の子ども 料金分を購入し改札口で手帳 を提示する
	定期券		

※有効期限の切れた障害者手帳は、割引料金の適用対象とはなりません。

◆ 国内線航空運賃割引

【対象者】

身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている満12歳以上の方

対 象	種 類	割引率
本人（単独時）	航空券	※
介護者と一緒に乗車する時 （割引は本人・介護者に適用）		

※割引率・手続き等の詳細については各航空会社へお尋ねください。

◆ 船舶運賃割引

障がい者に対する割引がありますが、船舶会社により対象者、割引率が異なります。利用される船舶会社に問い合わせてください。

◆ タクシー運賃割引

身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳を提示することによりタクシー運賃の割引（料金の1割）が受けられます。

※ただし、精神障害者保健福祉手帳においてはタクシー会社によって割引の対象にならない場合がありますので、乗車前に利用されるタクシー会社にお問い合わせをご確認ください。

◆ 有料道路通行料割引

通勤、通学、通院等の日常生活において有料道路を利用される場合、5割の割引を受けることができます。事前登録できる自動車は、障がい者一人につき1台限りとなります。

有効期間は新規申請及び変更申請した場合は、申請日からその後の2回目の誕生日まで、更新申請した場合は申請日からその後の3回目の誕生日までです。

※事前登録していない自動車（知人の車やレンタカー等）でのご利用時にも一定の要件のもとで障がい者割引の適用ができます。

※ETC 無線通行される場合は事前登録が必要です。

【対象者】

- ① 障がい者本人が運転される場合
身体障害者手帳の交付を受けているすべての人
- ② 障がい者本人以外の方が運転され、障がい者本人が同乗される場合
身体障害者手帳第1種、療育手帳Aの人

【問い合わせ先】

新宮町 健康福祉課 障がい者福祉担当 TEL：092-962-0239（直通）

◆ NHK放送受信料減免

【対象者】

	全額免除	半額免除
障がいの種別	〔障害者手帳をお持ちの人を世帯構成員に有する場合〕	〔障害者手帳をお持ちの人が世帯主でかつ受信契約者の場合〕
身体障がい者	世帯全員が市町村民税非課税	・視覚、聴覚障がい者 ・重度の身体障がい者（障がい等級が1級又は2級）
知的障がい者	世帯全員が市町村民税非課税	重度の知的障がい者（障がい等級がA1、A2、又はA3）
精神障がい者	世帯全員が市町村民税非課税	重度の精神障がい者（障がい等級が1級）

※免除基準に該当しなくなった場合は、その旨を自ら NHK に届けていただく必要があります。また、免除基準に引き続き該当しているかどうかについて NHK から照会があった場合は、調査・回答いたします。

◆ 携帯電話使用料金等割引

障害者手帳をお持ちの人の携帯電話使用料金等の割引を受けることができます。

【対象者】

身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳のいずれかを交付されている人
※電話会社により申し込み方法及び割引内容が異なります。詳しくは各携帯電話取扱店に問い合わせてください。

◆ その他割引等について

紹介した割引等以外にも、障害者手帳を提示することで、映画館や博物館、レジャー施設等で割引が受けられる場合があります。利用前に各施設等に問い合わせてください。

7 各種相談

◆ 相談支援事業

在宅生活を送る障がい者又は家族等からの相談に対し、相談員が情報提供・サービス調整等、各種助言を行います。

名 称	所在地・電話番号	相談対象
地域活動支援センター みどり	福津市花見が浜 1-1 1-5 TEL：0940-34-9750	精神障がい者

◆ 就労に関する相談

名 称	所在地・電話番号	相談対象
ハローワーク福岡東	福岡市東区千早 6-1-1 TEL：092-672-8609	身体障がい者 知的障がい者 精神障がい者
障害者就業・生活支援 センター「ちどり」	新宮町緑ヶ浜 1-6-1 TEL：092-963-5062	障がいがある人やその家族

◆ 子育て・教育に関すること

名 称	所在地・電話番号	相談内容
新宮町子ども発達支援 センター	新宮町新宮東 2-5-1 (シーオーレ新宮 子育て支援課内) TEL：092-963-2995	障がいのある子どもや保護者への 指導・支援
福岡県教育センター 特別支援教育班	篠栗町高田 268 TEL：092-947-0079	
久山療育園重症児者医 療療育センター	久山町大字久原 1869 TEL：092-976-2281	
香椎療養所（連携室）	福岡市東区香椎 1-9-15 TEL：092-661-1083	

◆ 暮らし・健康に関する相談

名 称	所在地・電話番号	相談内容等
しごと・くらし相談室 毎週月曜・木曜	新宮町役場 2階 相談支援員専用ダイヤル TEL:080-2759-5994	就労に関すること、家計（お金） に関すること、生活全般の相談 ができます。
困りごと相談室	粕屋町若宮 1-3-6 安河内ビル1F TEL：092-938-3001	生活全般について相談できる窓 口です。糟屋7町にお住まいの 方ならどなたでもご利用できま す。
障害者110番	春日市原町 3-1-7 福岡県総合福祉センター (クローバープラザ)内 TEL：092-584-6110	障がい者や家族が抱える保健、 福祉、医療、法律問題等に係る各 種の心配ごと、悩みごとに対し 無料で相談に応じます。
福岡県ひきこもり 地域支援センター	春日市原町 3-1-7 福岡県精神保健福祉センタ ー内 TEL：092-582-7530	社会的ひきこもり状態にある本 人や家族などを支援します。
精神保健福祉相談 (こころの健康相談)	粕屋保健福祉事務所 粕屋町戸原東 1-7-26 TEL：092-939-1185	ひきこもりを含めた、心の健康に 関する相談を受けています。 保健師による電話相談及び面接 相談、専門医による面接相談（要 予約）、訪問支援などを行ってい ます。
エイズ相談		エイズに関する相談
夜間・休日精神科 相談ダイヤル	TEL：092-474-0088	平日(夜間) 午後5時から翌午前9時まで 休日 24時間
福岡県発達障がい者 (児)支援センター Life (ライフ)	春日市原町 3-1-7 クローバープラザ 1 階 TEL:092-558-1741	発達障がいのあるご本人や家 族、関係者からの相談に応じ、専 門的な視点から暮らしをお手伝 いします。まずはお電話でご連 絡ください。

◆ その他の相談機関等

名 称	所在地・電話番号	相談内容等
福岡県福祉情報センター	福岡県社会福祉協議会 TEL：092-584-3330	障がい者やその家族等に、情報の提供や相談窓口を案内します。
民生・児童委員	健康福祉課 社会福祉担当 TEL：092-962-0239 (直通)	日常生活で起こりうる様々な問題について、地域の民生・児童委員が相談に応じています。 個人のプライバシーについては、固く守るよう義務づけられていますので、気軽に相談ください。
新宮町身体障がい者福祉協会	加入等についてのお問い合わせは、健康福祉課 障がい者福祉担当へ TEL:092-962-0239 (直通)	障がい者の親睦を図り、障がい者をとりまく環境の改善に努める活動を行っています。



8 関係機関住所録

名 称		住 所	問い合わせ先
新 宮 町	健康福祉課 (障がい者福祉)	新宮町緑ヶ浜 1-1-1 (新宮町役場)	092-962-0239
	住民課		092-963-1733
	税務課		092-963-1731
	地域協働課		092-963-1734
	健康福祉課 (高齢者福祉)	新宮町緑ヶ浜 4-3-1 (新宮町福祉センター)	092-710-8286
	新宮町地域包括支援センター		092-963-0663
	新宮町子ども発達支援センター	新宮町新宮東 2-5-1 (シーオーレ新宮)	092-963-2995
新宮町社会福祉協議会		新宮町緑ヶ浜 4-3-1 (新宮町福祉センター)	092-963-0921
福岡県宗像児童相談所		宗像市東郷 1-2-3	0940-37-3255
福岡県障がい者更生相談所		春日市原町 3-1-7	092-586-1055
福岡県精神保健福祉センター			092-582-7510
福岡県粕屋保健福祉事務所		粕屋町戸原東 1-7-26	092-939-1592
香椎税務署		福岡市東区千早 6-2-1	092-661-1031
福岡県東福岡県税事務所		福岡市東区箱崎 1-18-1 粕屋総合庁舎 2 階	092-641-0201
粕屋警察署		粕屋町大字上大隈 147-1	092-939-0110
東福岡年金事務所		福岡市東区馬出 3-12-32	092-651-7967
福岡県自立相談支援事務所（グリーンコープ）		粕屋町若宮 1-3-6 安河内ビル1F	092-938-3001
地域活動支援センター みどり		福津市花見が浜 1-11-5	0940-34-9750
ハローワーク福岡東		福岡市東区千早 6-1-1	092-672-8609
障害者就業・生活支援センター「ちどり」		新宮町緑ヶ浜 1-6-1	092-963-5062
福岡県社会福祉協議会		春日市原町 3-1-7	092-584-3377
福岡県障害者社会参加推進センター		福岡県総合福祉センター（クローバープラザ内）	092-584-6110
福岡県教育センター特別支援教育班		篠栗町高田 268	092-947-0079

